

大阪府熊取町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

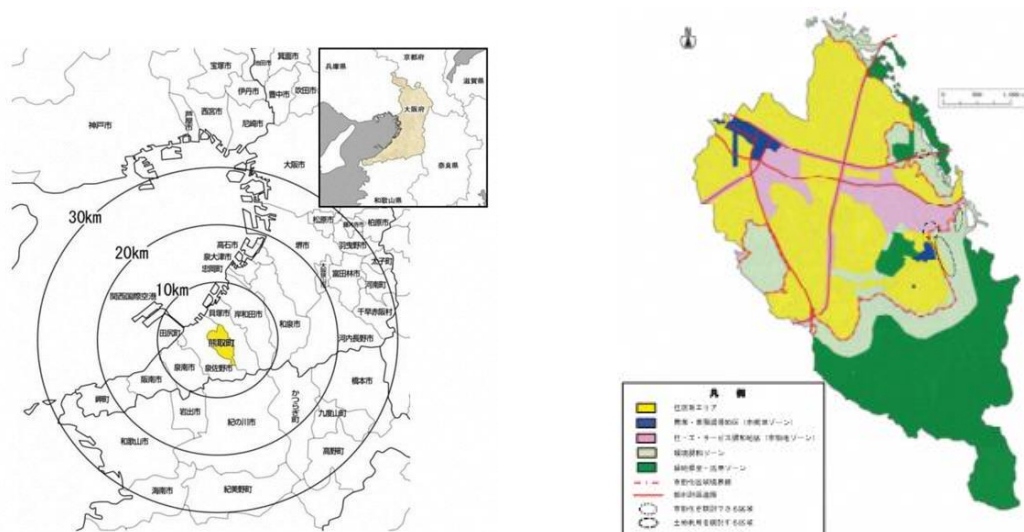
設定する区域は、令和7年4月1日現在における大阪府熊取町（以下、本町という。）の行政区域とする。面積は、1,724ヘクタールである。

本区域は、下記の環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

[環境保全上重要な地域]

- ・大阪府における保護上重要な野生生物レッドリストに掲載されている生物多様性ホットスポット（泉州ため池群）

なお、本区域に、自然公園法に規定する国立・国定公園区域及び都道府県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び大阪府自然環境保全地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施区域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域は存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

本町は、大阪府の南部にあり大阪市の中心部までは概ね30km圏内に位置している。

南方には、和泉山脈の一部である雨山（海拔312メートル）や奥山雨山自然公園があり、風光明媚で和泉平野、大阪湾を隔て淡路島も遠望できる。東方は、和泉山脈の山麓地帯で、地盤は東南より北西に向かって次第に低く適度の傾斜を保って海岸平野に接し

ている。

和泉山脈に源を發する見出川、雨山川、住吉川は町の中央部を流れ大阪湾に注いでおり、土質は肥沃で山間部は松を主とする造林に、平野は耕地に適している。

(インフラの整備状況)

①公共交通機関

町内の鉄道路線は、西日本旅客鉄道株式会社（以下JRという。）阪和線が町の西端を通っており、橋上化され利便性の高い快速電車の停車駅でもある「熊取駅」があり、大阪市内まで約35分、関西国際空港まで約15分と至便な位置にある。

②主な道路網

本町内には、幹線道路として、東西に貫く国道170号（大阪外環状線）、南北に府道泉佐野打田線や府道泉佐野熊取線があり、大阪市内まで阪神高速4号湾岸線を利用して約1時間、関西国際空港まで約30分で行くことができる。また、現在、都市計画道路・大阪岸和田南海線の整備も進んでいる。

(教育機関)

本町には、京都大学複合原子力科学研究所をはじめ、学校法人関西医療学園関西医療大学、学校法人大阪観光大学、学校法人浪商学園大阪体育大学が立地し、府内有数の「学園文化都市」を形成している。また、本町とこれら3大学と京大複合原子力科学研究所は、さらなる地域振興や総合の発展を目指して連携協力に関する協定を締結し、相互に交流を図り、様々な分野で連携・協力を行っている。

(産業構造)

本町の農業は、販売農家数100戸、耕作面積69ha（令和2年農林業センサス）で、温暖な気候と、都市に近く需要に応じて様々なそ菜を生産している。主な農作物は玉ねぎ、水ナス、ふき、里芋などがある。これらの野菜は、熊取町の特産野菜として京阪神地方を中心に広く全国の市場に出荷している。

工業については、製造業のうち56%が繊維工業、12%が金属製品製造業となっている（令和3年経済センサス活動調査）。繊維工業は、綿スフ織物とタオル生産が中心で、泉州地域では、古くからの歴史をもつわが国有数の産業として発展してきた。しかし、近年、外国製品の輸入が増加し、厳しい環境にある。こうした環境変化に対応し、伝統ある地場産業を一層繁栄させるため、高付加価値製品の開発等に力を注いでいる。

金属製品製造業では、大手機械・電機・自動車メーカー等の下請工場として、各種機械部品の製造、加工等、多品種の鉄工部門に進出している。第3次熊取町産業振興ビジョンによると、工業全体の事業所の規模は20人未満の事業所が多く、小規模事業者の多い町となっている。

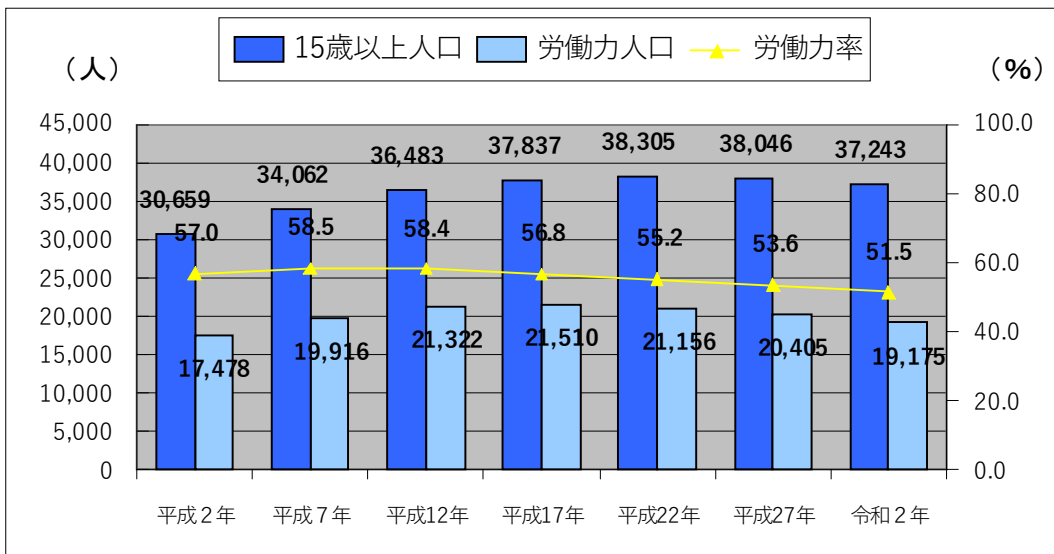
商業・サービス業では、熊取駅東に宿泊施設が開業するとともに、国道170号（大阪外環状線）をはじめとする幹線道路沿いのロードサイド型の店舗の立地など利便性は高くなっている。

事業所総数は、平成24年の1,231所あったものが、令和3年には1,154所になってお

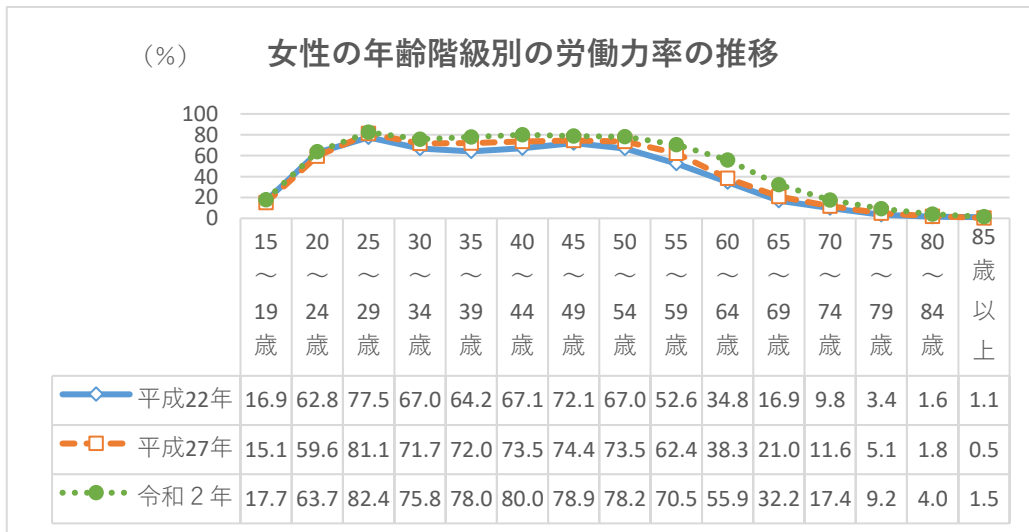
り、従業員数は、平成24年9,490人だったものが令和3年には9,813人になっている（平成24年、令和3年経済センサス活動調査）。従業員数は、人口減少や団塊の世代の退職等、社会情勢等により減少傾向にあったが、高齢化に伴う医療、福祉業事業所の増加に伴う従業員の雇用などにより、近年は増加に転じている。

一方、労働力人口は、平成17年まで増加してきたが、平成22年に減少に転じ、令和2年は19,175人となっている。

労働力率は、平成7年まで増加してきたが、平成12年に減少に転じ、令和2年は51.5%となっている。なお、女性の労働力率については、平成22年から令和2年までの年齢階級別の推移をみると、全ての年齢階級で上昇しており、25～54歳は80%前後となっている（第3期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略）。



(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

(人口分布の状況)

本町の総人口は昭和 26 年の町制施行から一貫して増加を続けてきたが、平成 27 年度にはじめて減少に転じた。年齢 3 区分別人口では、年少人口が 5,665 人、生産年齢人口が 24,799 人、老年人口が 12,444 人となっている（令和 2 年国勢調査）。

社会増減（転入数-転出数）は、平成 19 年度までは一貫して転入が転出を上回る「社会増」が続いていたが、平成 20 年度に転出数が転入数を上回る「社会減」となった以降は増減を繰り返し、令和 4 年、5 年では増加がみられる。特に、0 歳から 9 歳、30 歳から 39 歳の年齢層においては令和 3 年から令和 6 年にわたり 4 年連続で転入超過となっており、子育て世帯の新たな流入に結びつけている。一方、20 歳から 29 歳は社会減となっており、就職等によるライフステージの変化による人口移動が中心となっていると考えられる。

(第 3 期熊取町まち・ひと・しごと総合戦略)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本町はこれまで住宅都市として発展し、更には大学・研究機関が集積する「学園文化都市」を形成してきた。これら住環境への影響を最小限に抑えつつ、就職期層の若者の就労を促進するとともに、女性の労働力率が年々上昇していることや、子育て世帯の転入超過が続いていることも踏まえ、子育て世代が働きやすい環境の充実を図れるような企業の誘致を推進する。

本町の特産品としては、農作物は玉ねぎ、水ナス、ふき、里芋などがあり近年ではブルーベリーの栽培も行われ、これらを活用した 6 次産業化にも期待が高まっていることから、これらを支援することで、地域経済の活性化を図っていく。

工業分野では、綿スフ織物とタオル製造、金属製品製造業が行われており、高付加価値製品の開発も進められている。

また、関西国際空港への近接性や阪和自動車道のインターチェンジへの近接性など立地条件を活用し、物流分野においても、付加価値の高いサービスを提供する事業所の集積により、成長への好循環の実現と地域経済の活性化に繋げていく。

これら、各部門での付加価値額の増加、新たな雇用の創出、イノベーション、産業集積などを実現し、それぞれの分野が連携することで、生産技術力や研究開発力のさらなる高度化を目指すとともに、質の高い雇用の創出や地域内の他産業への経済波及効果により、地域経済の活性化を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	86.1 百万円	—

(算定根拠)

1件あたりの平均6,889万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を1件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.25倍の波及効果を与え、促進区域で86.1百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規事業件数	—	1件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が6,889万円(大阪府の1事業所あたり平均付加価値額(令和3年経済センサスー活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で2%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が、開始年度比で3%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①熊取町の農産物をはじめとする特産品等を活用した、農林水産・地域商社分野
- ②熊取町の繊維産業や金属製品製造等の産業集積を活用した、成長ものづくり分野
- ③熊取町の幹線道路等の充実した交通インフラを活用した、卸売・小売、運輸・物流関連産業分野

(2) 選定の理由

- ①熊取町の農産物をはじめとする特産品等を活用した、農林水産・地域商社分野

本町の農業は、温暖な気候と、大阪、神戸、和歌山などの都市に近い利点を活かし様々な野菜を生産している。主な農作物は玉ねぎ、水ナス、ふき、里芋などがある。また、近年ではブルーベリーの栽培も行われている。

玉ねぎについては、明治の中頃から栽培されるようになり、市場でも泉州たまねぎとして広く知られている。水ナスは泉州地域の特有の品種で、本町でもハウス栽培と路地栽培の双方で実施しており、ぬか漬けた製品は、近年栽培が始められているブルーベリーとともに本町のふるさと納税返礼品にも選ばれ、全国に発送されている。ふきに関しては、本町ではこも掛けによる霜よけ栽培やトンネル栽培が行われてきたほか、種茎の冷蔵ハウス栽培により毎年10月から翌年6月まで連続出荷ができるようになり、全国的にも有数のふきの産地として知られている。里芋は、生育もよく水田栽培に適していたため、大正時代以降、急速に泉州各地に波及し、熊取町でも栽培するようになった。雨山水系の豊かな恵を受け育まれた熊取町の里芋は、他の産地と比べてきめ細かく、質の高さから料亭などでもよく使われているほか、別名「小芋」と呼ばれ親しまれている。

これら特産物を活かした販路開拓や6次産業化等により売上高の向上を目指す地域経済牽引事業を促進することにより、農林分野等の雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、促進地域全体への好循環化による付加価値の向上を図っていく。

- ②熊取町の繊維産業や金属製品製造等の産業集積を活用した、成長ものづくり分野

本町の基幹産業の1つである製造業の中でも、繊維工業は56社で町内全体の56%を占め、金属製品製造業は12社で町内全体の12%を占めている。(令和3年経済センサスー活動調査)

繊維工業の分野では、綿スフ織物とタオル生産が中心で、新しい形での発展をめざし、最新鋭設備の導入や高付加価値な製品づくりに力が注がれている。

熊取町のタオルは明治26年(1893年)頃に生産が開始され、隣接の泉佐野市と共に常に変化する消費需要に適合した新製品の開発を図るなど産地一丸となって発展している。

綿スフ織物についても古くから当地で生産されており、近年の産業構造や消費者ニーズの著しい変化に対応し、伝統ある地場産業を一層繁栄させるため、事業所では最新鋭設備の導入と高付加価値製品への転換を図るなど企業体質の改善強化に努めている。

金属製品製造業では、戦後、大手機械・電機・自動車メーカー等の下請工場として、各種機械部品の製造、加工等、町の発展とともに多品種の鉄工部門に進出してきている。また、町内には大手企業の進出もあり、海外市場への輸出や国内需要に対する供給地として

大きく発展を遂げている。

以上のように、工業分野において近年の産業構造の変化に対応しつつ、伝統ある地場産業を一層繁栄させるため、各事業所では最新鋭の設備を導入するなど高付加価値製品への転換を図りながら企業体質の改善強化に努めていることから、この成長ものづくり分野の企業経営力を更に向上させるとともに、多種多様な関連産業に対しても波及効果をもたらし、地域経済の活性化に繋げていく。

③熊取町の幹線道路等の充実した交通インフラを活用した、卸売・小売、運輸・物流関連産業分野

本町は、大阪市の中心部から南に約 30 km、鉄道で約 30 分の距離にあり、大阪市と和歌山市のほぼ中心に位置し、関西国際空港に近接している。鉄道では JR 阪和線、道路では阪神高速 4 号湾岸線、阪和自動車道に近接するとともに、国道 170 号（大阪外環状線）などの充実した広域交通体系で周辺地域と結ばれている。阪神高速 4 号湾岸線泉佐野北出入口まで約 15 分、阪和自動車道貝塚 IC まで約 10 分で移動できるなど、町内の交通体系も充実している。

また、本町における基幹産業である製造業と、卸売業・小売業が及ぼす他産業への波及効果に加え、本町の良い交通インフラの活用により、今後、運輸・物流関連産業分野において、付加価値の高いサービスを提供する事業所の集積を促進することにより、成長への好循環をもたらし、地域経済の活性化に繋げていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、各分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、本町の都市計画との連携も含めた積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①産業活性化基金事業補助金（熊取町）

創業を目的とした事業所開設に要する経費を支援し新事業創出へ支援するなど、町内の商工業、農業を含む事業者が持続的に発展することができる地域経済の実現を目指すため、産業の活性化を図る事業に対し補助金を交付する。

②投資促進優遇税制（固定資産税の不均一課税）

事業所の新增設や既存事業所の設備投資に対する固定資産税を 3 年間軽減する。

【対象業種】

製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業、旅館業、学術・開発研究機関

【適用要件】

減価償却資産の取得価額の合計額(1月から12月までの間における1年間の合算額)が2,700万円を超える設備投資を行うこと及び従業員に占める本町住民の割合が2割を超えていること。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備 (公共データの民間公開に関する事項等)

①「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

②熊取町は事業者のニーズに応じて、町保有の公共データを可能な限り提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、熊取町産業振興担当課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

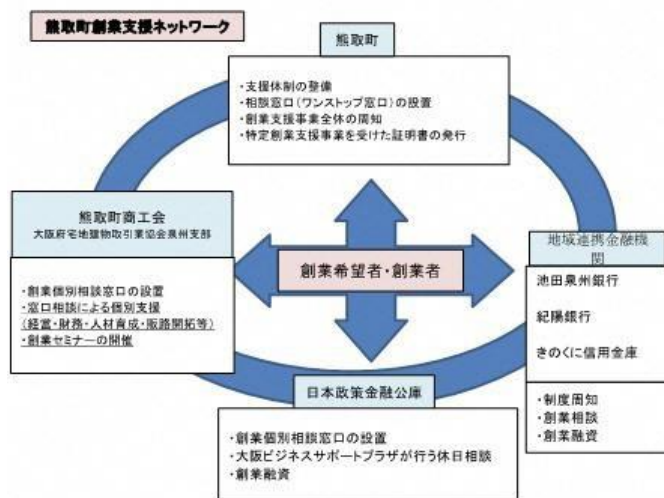
(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 熊取町商工会、株式会社池田泉州銀行との地域振興連携協定 (熊取町)

地場産業を営む町内の事業所等の販路拡大などに対して、熊取町、熊取町商工会及び株式会社池田泉州銀行の持つネットワークやノウハウを活用し、幅広いサポート体制を整える。また3者が連携し、人材育成等の事業を展開するなど、雇用の確保を目指す。

②熊取町創業支援ネットワーク

熊取町、熊取町商工会、日本政策金融公庫及び地域連携金融機関で構築された総合支援ネットワークを活用し、創業者や事業者をあらゆる側面から支援する。



③地域ブランドの育成・強化

◆中小企業等の認定制度<大阪府>

大阪府では、府内ものづくり中小企業の優れた技術に裏打ちされた創造力にあふれる製品を「大阪製ブランド製品」として認定することで、大阪のものづくりのブランドイメージを高めるとともに、自社製品開発を促進することに取り組んでいる。また、技術力、QCD等において総合力が高い企業を表彰し、受賞した企業を大阪のものづくり看板企業「匠企業」と位置付け強力なプロモーションを展開。大規模展示商談会等を活用し、国内外への情報発信に取り組んでいる。

④研究開発や販路開拓等の支援

◆府内ものづくり中小企業に対する総合的支援<大阪府>

大阪府では、府内ものづくり中小企業の技術革新や活性化を図るため、地方独立行政法人大阪産業技術研究所と連携し、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、公益財団法人大阪産業局と共同で運営するものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)において、販路開拓や産学連携、知的財産活用など総合的な支援に取り組んでいる。

⑤道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援

◆府内市町村との用地情報、企業ニーズ等の共有<大阪府>

大阪府では、広域自治体として府内市町村と連携し、協議の場等を通じて、公有地のみならず民有地も含めた用地情報や企業ニーズを共有するなど、産業用地の確保に向けて取り組んでいる

⑥DXの促進支援

◆府内中小企業のDXの推進<大阪府>

大阪府では、中小企業のデジタル技術の活用による新たな価値創出の取組を促進するため、民間事業者をはじめ大阪市や大阪産業局、商工会・商工会議所などの支援機関とも連携し、普及啓発、専門家派遣、DX人材の育成など幅広い支援に取り組んでいる。

⑦事業承継支援

◆事業承継支援体制の構築<大阪府>

大阪府では、事業承継支援のワンストップ相談窓口である「大阪府事業承継・引継ぎ支援センター」を中心に、商工団体や金融機関などオール大阪の支援機関で構成する「大阪府事業承継ネットワーク」で連携し、総合的な相談体制を構築し、事業者の状況に応じた支援に取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和8年度	令和9年度 ～11年度	令和12年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①産業活性化基金 事業補助金	実施	実施	実施
②投資促進優遇税 制(固定資産税の不 均一課税)	実施	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
①大阪府保有の公 共データの提供	実施	実施	実施
②熊取町保有の公 共データの提供	実施	実施	実施
【その他】			
①地域振興連携協 定	実施	実施	実施
②熊取町創業支援 ネットワーク	実施	実施	実施
③地域ブランドの 育成・強化	実施	実施	実施
④研究開発や販路 開拓等の支援	実施	実施	実施
⑤道路、港湾、空港 等のインフラ整備 との連携及び産業 用地の確保支援	実施	実施	実施
⑥DXの促進支援	実施	実施	実施
⑦事業承継支援	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、熊取町における支援機関である熊取町商工会や、株式会社池田泉州銀行をはじめとする地域金融機関などと十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。</p> <p>そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。</p>
--

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①熊取町商工会

窓口における相談業務のほか、法律、税務、経営診断等専門性の高い相談に対しては専門家を配置するとともに、その創業、経営に関する様々な支援及び情報提供等を実施している。

②熊取町農業委員会

農業・農業者の利益を代表する機関として、事業の実施にあたり、農地利用の最適化や新規参入の促進に関して必要な支援などを行う。

③株式会社池田泉州銀行

本町及び熊取町商工会と3者による地域振興連携協力協定を結んでおり、熊取町内の事業者向けの融資、事業者向け不動産情報の提供など諸事業を実施する。

また、熊取町創業支援ネットワークに基づき、創業相談や融資を実施する。

④株式会社紀陽銀行

熊取町創業支援ネットワークに基づき、創業相談や融資を実施する。

⑤きのくに信用金庫

熊取町創業支援ネットワークに基づき、創業相談や融資を実施する。

⑥日本政策金融公庫

熊取町創業支援ネットワークに基づき、創業相談や融資を実施する。

資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図る。

⑦ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO) は、大阪府と公益財団法人大阪産業局が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する国内最大級の常設展示場を有する。ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活用など総合的な支援を行っている。

⑧地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑨公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内企業の経営相談をはじめとする様々

な支援サービス（国際ビジネス支援、スタートアップ創出支援、ものづくり支援、人材戦略採用支援等）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

⑩大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が円滑に行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方に支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備す

る。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

②交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自

治体において必要な措置をとる。

⑧その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

①PDCAサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

②その他

本計画を推進するにあたっては、「第3次熊取町産業振興ビジョン」や「熊取町都市計画マスタープラン」をはじめとする関連計画と調和して整合を図るものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から令和12年度末日までとする。